

むつ市民カード協賛店実施要綱

令和5年11月27日

むつ市告示第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市住民パスポートアプリ（以下「アプリ」という。）の利用の促進及び地域の魅力向上を図るため、市内に所在する店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）がむつ市民カード（むつ市民がマイナンバーカードをスマートフォンで読み取ることにより、アプリに表示するカードをいう。以下同じ。）を提示した者（以下「市民カード提示者」という。）に対しサービス等を提供するむつ市民カード協賛店（以下「協賛店」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービス等)

第2条 協賛店は、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱に定めるサービス等とは、市民カード提示者が受けることのできる利用料金又は商品価格の割引、記念品又は飲食物の進呈その他の各種サービスのことをいう。
- 3 提供するサービス等の内容及びその対象者については、店舗等が定めるものとする。

(登録)

第3条 協賛店に登録しようとする店舗等は、むつ市民カード協賛店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認したときは、協賛店に登録する。
 - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
 - (2) むつ市暴力団排除条例（平成23年むつ市条例第18号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (3) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(表示証)

第4条 市長は、前条の規定により協賛店の登録を受けた店舗等に対し、むつ市民

カード協賛店表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

2 協賛店は、交付された表示証を店舗等の見やすい場所に表示することとし、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告に表示することができる。

（協賛店の公表）

第5条 市長は、協賛店の名称、所在地及びサービス等の内容を、アプリにより公表するものとする。

（登録の変更）

第6条 協賛店は、登録された内容を変更しようとするときは、むつ市協賛店登録内容変更届出書（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。

（登録の廃止）

第7条 協賛店は、事業を廃止したとき、又はサービス等の提供を停止したときは、市長にむつ市協賛店登録廃止届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

（登録の取消）

第8条 市長は、協賛店として登録が適当ではないと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された店舗等は、速やかに表示証を取り外し、市長に返納しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第9条 第3条、第6条及び第7条の規定による申請及び届出（以下「申請等」という。）は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によりすることができる。この場合においては、これらの規定にかかわらず、申請等の方法等は、別に定める。

（むつ市民カードの提示）

第10条 市民カード提示者は、協賛店からサービスの提供を受けるときは、アプリに表示されるむつ市民カード画面（以下「カード画面」という。）を提示するものとする。

2 カード画面を不正に使用し、協賛店に損害を与えたときは、その責任は当該市民カード提示者が有するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協賛店の登録等に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 協賛店の登録等に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

